

# 登校許可書（医療機関記入）

2026年4月改訂

千葉日本大学第一小学校

年 組 氏名

下記の学校感染症により、欠席しましたが、軽快したため登校を許可します。

年 月 日から欠席  
月 日登校可

○印	病名	出席停止期間の基準
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状（発熱、咽頭炎、結膜炎等）が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで

年 月 日

医療機関名

医師名

印

インフルエンザ、新型コロナウイルスや上記以外の感染症に罹患した場合は、登校可能になってから「感染症による欠席届（保護者記入）」を学校に提出してください。